

# 入札説明書

公用車の公売(一般競争入札)

八代市 財産経営課

## ■ 参加申込みから車両引渡しまでの流れ

### ① 入札参加申込み…入札参加申込書(様式第1号)を提出してください。

令和7年度は、入札を2回実施する予定です。

今回申込をされると、入札参加資格は令和8年3月31日まで有効です。

- ◆ 提出期間: 令和7年4月28日(月)から令和7年5月15日(木)まで

午前9時から午後4時まで(平日12時~13時および土・日・祝日除く)

- ◆ 提出先: 八代市役所 3階 財産経営課 公有財産運用推進係

※ 持参又は郵送(メールやFAXによる申込みは不可)

郵送は提出期限内必着とし、書留郵便で提出すること。

※入札参加申込のあった者全てに対して資格審査を実施し、審査結果については、メールにて通知します。メールの誤送信を防止するため、入札参加申込書の提出と同時に、財産経営課宛に空メールを1通送信してください。

### ② 入札物件の公開

- ◆ 公開日時: 令和7年4月28日(月)から令和7年5月15日(木)まで

午前9時から午後4時まで(平日12時~13時および土・日・祝日除く)

※ 事前に財産経営課へ電話連絡をお願いします。(0965-33-5837)

- ◆ 公開場所: 八代市役所 北側駐車場(八代市松江城町1-25)および

八代市営中央駐車場(八代市松江城町4-35)

※車両により駐車場所が違います。

### ③ 入札期間

- ◆ 入札書提出締切: 令和7年5月23日(金) 正午まで

- ◆ 受付時間: 午前8時30分から午後5時15分まで(締切日は正午まで)

※入札書は、入札参加申込書の審査結果通知後に提出できます。

※持参又は郵送(メールやFAXによる申込みは不可)

郵送は入札日前日の午後5時まで必着とし、書留郵便で提出すること。

### ④ 開札

- ◆ 開札日時: 令和7年5月23日(金) 午後1時30分

開札は非公開とし、本業務に関係のない職員立ち合いのもと、財産経営課で車両ごとに行います。

### ⑤ 落札者の決定

- ◆ 開札結果に基づき落札者を決定し、落札者へ契約書等を交付します。

### ⑥ 契約及び売却代金の納入

- ◆ 契約締結期限: 落札決定から土・日・祝日を除く5日以内(令和7年5月30日(金))

◆ 代金納入期限:令和7年6月4日(水) 午後3時

⑦ 物件の引渡し



◆ 引渡期限:令和7年6月13日(金)

◆ 引渡場所:八代市役所 北側駐車場(八代市松江城町1-25)および  
八代市営中央駐車場(八代市松江城町 4-35)

⑧ 名義変更等の手続き

◆ 提出書類:落札者の負担で手続きを行い、完了したことを証明する書類と併せて、車体等に書かれている自治体名等のデザイン・文字を消去したことが分かる写真等

◆ 提出期限:車両の引き渡し後2週間以内

※ 持参又は郵送(メールやFAXは不可)

◆ 提出先:八代市役所 3階 財産経営課 公有財産運用推進係

## 入札に関する説明

### 1. 入札物件および売却の条件

別紙1「令和7年度 売却対象車両一覧表」、別紙2「物件調書」のとおり

また、以下の条件を了承の上、入札に参加してください。

- ① 引き渡しに生じる一切の手続き(所有者変更、抹消登録、自賠責保険の解約・加入等)及び経費については落札者が負担するものとし、引き渡し後の不調や故障についての補償、売却代金の減額、契約の解除などは一切行いません。
- ② 車体に書かれている自治体名等のデザイン・文字は、落札者の負担で必ず除去してください。

※ 公開時に申込人本人又はその代理人は、現物の傷・錆・劣化・故障等を確認して下さい。確認を行わず、入札に参加した場合は、売却物件に関する全ての事項を了承されているものとみなします。

### 2. 入札の方法

- ① 入札書の提出は、持参又は書留郵便とします。郵送する場合は、事前に財産経営課へ連絡してください。郵便入札は、入札日前日の午後5時まで必着とします。

※入札書は、入札参加申込書の審査結果通知後に提出できます。

- ② 入札回数は一つの車両につき1回とします。
- ③ 最低売却価格以上の金額で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ④ 最低売却価格未満の金額で入札を行った場合は、失格とします。
- ⑤ 落札者となるべき応募者が2人以上の場合は、くじにより落札者を決定します。

### 3. 入札の参加資格

- (1) 個人の場合:熊本県内に住民登録がある個人

法人の場合:熊本県内に事業所(本社)または営業所(支社)を有する法人

- (2) 次の各号に該当する場合は、入札に参加することはできません。

- ① 成年被後見人、未成年者、被保佐人若しくは被補助人
- ② 破産者で復権を得ない人
- ③ 4に記載する入札参加申込書を提出していない人又は法人
- ④ 八代市暴力団排除条例(平成23年八代市条例第32号)及び八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱(平成20年八代市告示第103号)に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団密接関係者の規定に該当する人又は法人
- ⑤ 八代市に住所または事業所(営業所)を有する者で、八代市税等の滞納のある人又は法人
- ⑥ 八代市職員及びその同居親族

### 4. 入札参加申込み

下記の書類を期日までに持参又は郵送(期間内必着)により提出してください。(メール、FAX不可) なお、入札物件(車両)を確認した後で、入札参加申込書を提出しても構いません。

- (1)提出期間 令和7年4月28日(月)から令和7年5月15日(木)  
午前9時から午後4時まで(平日12時~13時および土・日・祝日除く)
- (2)提出先 八代市役所 3階 財産経営課 公有財産運用推進係

法人	個人
ア、入札参加申込書(様式第1号)	ア、入札参加申込書(様式第1号)
イ、法人登記簿謄本の写し ※発行から3か月以内のもの	イ、本人の身分証明書 ※免許証の写し若しくは マイナンバーカードの写し
ウ、納税証明書 ※公告日から入札参加申込み締切日の間に 発行されたもの ※非課税の場合はその証明書	ウ、納税証明書 ※公告日から入札参加申込み締切日の間に 発行されたもの ※非課税の場合はその証明書

#### 5. 入札物件の公開

- (1)期間 令和7年4月28日(月)から令和7年5月15日(木)  
午前9時~午後4時
- (2)場所 八代市役所 北側駐車場および東側駐車場(八代市松江城町1-25)  
公開を希望される場合は、事前に財産経営課(0965-33-5837)へ連絡してください。※車両により駐車場所が異なります。

#### 6. 最低売却価格 別紙2「物件調書」のとおり

#### 7. 入札及び開札

- ・入札書 ※入札参加申込書の審査結果通知後に提出できます。
- (1)提出期間 令和7年5月23日(金) 正午まで
- (2)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(平日12時~13時および土・日・祝日除く)  
但し、締切日は正午まで。
- (3)提出先 八代市役所 3階 財産経営課  
持参又は郵送(メールやFAXによる申込みは不可)  
※郵送は入札日前日の午後5時まで必着とし、書留郵便で提出すること。

#### ・開札

- (1)日時 令和7年5月23日(金) 午後1時30分
- (2)場所 八代市役所 3階 財産経営課  
※開札は非公開とし、本業務に関係のない職員立ち合いのもと、財産経営課にて車両ごとに行います。

## 8. 入札に必要な書類等

以下の書類等が不備な場合は、入札が無効になりますので注意してください。

### (1)入札書

入札書は、様式第2号「入札書」を使用してください。

- ① 入札金額には、算用数字を使用し、消費税及び地方消費税を除いた税抜の金額を記入してください。なお、金額のあたりに「¥」マークを記入して下さい。
- ② 記入にあたっては、ボールペン等の容易に消すことのできない筆記具をご使用ください。

### (2) 入札書の記入および提出時の注意事項

- ① 件名には、「令和7年度 財産経営課車両売却(第1回)」と記入してください。
- ② 物件名には、入札に参加する対象の物件番号及び自動車登録番号を記入してください。
- ③ 入札書に記入する日付は、開札日(入札書の提出締切日)を記入してください。  
※提出日を記入しないよう注意してください。
- ④ 住所・商号又は名称及び代表者名は、入札参加申込書と同じ名称等を使用してください。
- ⑤ 一旦提出した入札書は、書き換えまたは差し替えすることができません。
- ⑥ 入札書提出後であっても、入札書の提出締切日(開札日)の前日までは、辞退することができます。入札辞退届(様式第5号)を提出してください。  
※複数の物件(車両)の入札書を提出した場合、その内の一部について入札を辞退することができます。
- ⑦ 入札書をはじめ、提出書類等に使用する印鑑は、すべて同じ印鑑を使用してください。なお、法人の場合は、代表者印を使用してください。代表者印が無い場合は、社印と代表者の個人印を押してください。
- ⑧ 契約決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって契約金額とします。入札者は、「消費税及び地方消費税」に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載してください。
- ⑨ 入札参加申込書の提出後、どの車両に対しても入札をしない場合は、入札参加辞退届(様式第4号)を提出してください。

### (3)印鑑

- ・ 入札参加申込書に押印した印鑑を使用してください。
- ・ 朱肉用の印鑑を使用してください。(スタンプ印不可)

### (4)入札用封筒

- ① 封筒には、別紙 3「封筒の記載例」を参照し、記入・押印漏れのないよう注意してください。  
※封筒の表書きと、封入した入札書の「物件名(自動車登録番号)」が異なる場合は、無効となるのでご注意ください。

- ② 入札に参加する物件(車両)毎に、入札書を封入(1枚の封筒に入札書1枚)して提出してください。  
※同一の封筒に、複数の入札書が入っていた場合は、すべて無効になります。  
※一旦辞退した物件(車両)に対して、再度入札書を提出することはできません。

## 9. 入札の無効

以下の各号のいずれかに該当する場合、入札は無効とします。

- ① 入札参加資格を有しない者のした入札
- ② 入札参加申込書に記載されている代表者名以外の記名押印がなされた入札
- ③ 郵便による入札の提出期間内になされなかった入札
- ④ 封筒に件名又は入札者名が記載されていない入札
- ⑤ 封筒に記載された件名又は入札者名と同封された入札書の件名又は入札者名が相違する入札
- ⑥ 封筒に入札書を2枚以上入れた入札
- ⑦ 記名押印を欠く入札
- ⑧ 金額を訂正した入札
- ⑨ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑩ 明らかに談合によるものと認められる入札
- ⑪ 同一事項の入札について他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑫ 最低売却価格を下回る価格で申し込みをした者の入札
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

## 10. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除とします。ただし、落札者が契約を締結しなかったときは、入札金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。
- (2) 契約保証金は、免除とします。

## 11. 落札者の決定

物件番号(車両)毎に落札者を決定します。

- (1) 有効な入札書(様式第2号)を提出した者のうち、最低売却価格以上の金額で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき応札者が2人以上の場合は、本業務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定します。
- (3) 開札結果については、八代市ホームページで公表します。落札者には、その日のうちに電話で連絡しますので、速やかに契約書等を財産経営課で受取り、期限内に提出してください。

## 12. 契約締結及び売却代金の納入

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とします。

- (2)契約条項は、「物件売買契約書」によります。
- (3)落札者は、令和7年5月30日(金)までに契約を締結してください。
- (4)売却代金は、落札の日に発行する納入通知書により、令和7年6月4日(水)までに全額を納入してください。(振込手数料は、落札者で負担してください)

### 13. 物件の引渡しの期限及び場所

- (1)日 時 令和7年6月13日(金)午後4時まで
- (2)場 所 八代市役所 北側駐車場(八代市松江城町1-25)および  
八代市営中央駐車場(八代市松江城町 4-35)  
※車両により駐車場所が違います。
- (3)付帯条件
  - ① 売却代金の納付確認後に、売却物件、自動車検査証等を引渡します。
  - ② 落札者は、落札者の負担で車両の運搬等を行うこととします。
  - ③ 入札物件は現状有姿での引渡しとし、引渡し後の補償は一切行いません。
  - ④ 落札者は、物件引き渡しの際に「物品受領書」を提出してください。

### 13. 名義変更等

- (1)落札者は、物件引き渡し後2週間以内に、登録抹消処理又は名義変更を、落札者の費用負担により行い、それを証明する書類を提出してください。
- (2)自動車損害賠償責任保険証明書については八代市契約の解約処理を行った上で、名義変更を行ってください。名義変更手続き完了後、直ちに名義変更手続き完了報告書(様式第4号)に名義変更後の自動車車検証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写しを添えて財産経営課に提出してください。登録抹消手続きによる重量税等の還付金については、落札者受取とします。
- (3)車体に書かれている自治体名等のデザイン・文字を消去し、名称消去完了報告書(様式第6号)に消去後の車両写真を添えて財産経営課に提出してください。※持参又は郵送。
- (4)期限までに手続きが間に合わない恐れがある場合は、八代市役所 財産経営課まで連絡してください。

### 14. 問い合わせ先

担当課:八代市役所 財産経営課 公有財産運用推進係  
住 所:〒866-8601 八代市松江城町1-25  
電 話:0965-33-5837(直通)  
FAX:0965-32-8944  
メール:keiei@city.yatsushiro.lg.jp